



フォルテ新宮フットボールクラブ規約

第1条(名称)

本会は、「フォルテ新宮フットボールクラブ」(略称フォルテ新宮 FC)と称する。

第2条(所在地)

本クラブは、兵庫県たつの市新宮町栗町 445 に事務局を置く。

第3条(活動目的)

本会は、サッカースポーツを通じて心身ともに健全な青少年の育成を目指すとともに、地域社会への奉仕、貢献を活動目的とする。

第4条(活動規範)

本会に所属するすべての会員は、本会の規則を遵守し、互いに協力し発展に貢献しなければならない。

第4条(本規約の目的)

本規約は、本会の活動及び運営を円滑に行う為に設定する。

本規約にない諸問題発生時には、関係者信条信義の原則に基づき都度解決するものとする。

第5条(入会資格)

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- ① 本人及び法定代理人(親権者または後見人)が本クラブの目的に賛同し、かつ、本規約その他本クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること。
- ② スポーツを行うに適した健康状態であること。

第6条(入会手続き)

本会に入会する者は、所定の書類に必要事項を記入、捺印し、事務局に納入しなければならない。又、振込みの場合の手数料は会員負担とする。

第7条(入会金及び会費)

入会時には所定の会費を納付するものとし、退会時には本会より借出物品を返却するものとする。

①入会金・月会費・保険料

	カテゴリー	入会金 保険料/年	会費/月	練習回数
U-15	ジュニアユース(中学生)	5,400 円 840 円	4,500 円	最大 5 回/週
U-12	ジュニア(小学生)	5,400 円 840 円	4,000 円	最大 5 回/週

②交通費

移動にかかる費用は、会員負担とする。

③遠征費

遠征による交通費、宿泊費等は別途会員負担とし、事前に金額を提示し前納とする。

③ 別途費用

1stユニフォームについては貸し出しとし、2ndユニフォームについては別途会員負担とする。但し、本クラブの指定販売するユニフォーム上下を購入することとする。

⑤入会金、月会費について

(1) 入会金は、入会申込と同時に納入とする。

(2) 毎月、月終わりの練習時に月謝袋を配布し、その1週間以内に事務局に納入するものとする。引落しは月末日とし、月末日が休日の場合、その翌日とする。

(3) 一旦納入した入会費及び会費は、理由のいかんを問わず返還しない。但し、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合はその限りではない。

(4) 退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければならない。

(5) 入会金または会費等の金額を変更する場合は、1ヶ月前までに予告するものとする。

第8条(会費の滞納)

クラブ会員が会費の納入を怠った場合、本クラブはそのクラブ会員に対する指導を停止し、または、そのクラブ会員を退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

第9条(退会条件)

クラブ会員の退会意思と保護者の退会意思を確認した場合に退会を認める。

①退会届

個人的な事情等により退会される場合は、事務局まで書面により「退会届」を提出すること。

②退会日

退会日は事務局が「退会届」を受理した日とします。

第10条(基本活動「練習」日時及び会場)

基本練習会場はサンブロススポーツフィールド、新宮リバーパーク、新宮中学校体育館、グラウンド等の関係で変更する場合もある。

週に4・5日程度の練習とし、雨天やクラブの都合により練習を中止する場合もある。又、大型連休についても休止が基本とするが試合等がある場合こればかりではない。

第11条(所属団体の重複と活動について)

本クラブ以外へのクラブ活動について制限は設けない。

第12条(遵守事項)

- ① 本規約および本クラブの諸規則を遵守すること。
- ② 本クラブの指導方針および各コーチの指示に従うこと。

第13条(保険)

- ① クラブ会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- ② 前項の保険に要する費用は毎年会員負担とする。
- ③ 本項①の保険の加入手続きは、本クラブが一括して代行するものとする。

第14条(禁止事項)

- ① 本クラブの内部事情を第三者に開示すること。
- ② 本クラブの秩序、風紀を乱す行為。
- ③ その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

第15条(負傷時の処理)

- ① 本クラブ会員が活動中に負傷した場合は、本クラブが応急処置をとる。
- ② 前項の応急処置の治療ないし療養に要する費用は、すべてクラブ会員の負担とする。但し、規定の範囲内において第13条の保険で給付を受ける事が出来る。
- ③ 本クラブ会員が活動中に負傷した場合は直ちに通知を行う。(電話でも可)

第16条(除名及び移動)

- ① 本クラブ会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。
 - (1) 本規約に違反したとき。
 - (2) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
 - (3) 会費を2ヶ月分以上滞納したとき。
 - (4) 事前の届出なく1ヶ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

第17条(閉鎖)

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする自由が生じた場合には、3ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができる。ただし、天災地変その他の不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときは、予告をせず直ちに閉鎖することができる。

第18条(事故の責任)

少年会員は、病変などあるときは、活動してはならない。クラブ会員は、本クラブにおける活動およびグラウンドの利用に際しては、コーチおよびグラウンド責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。

少年会員に傷害があった場合の責任の範囲は、スポーツ傷害保険の範囲を限度とし、本会はそれ以上の責任を負わない。また、盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブおよびコーチ等に対し何ら損害賠償を請求できない。

第19条(改正および細則)

本クラブは、必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

第20条(経費)

本会の経費は、会費、事故対策費、助成金及び寄付金をもってこれに充当する。
なお、アルミ缶集め、奉仕作業等を定期的に行い、これを経費に当てるものとする。
当クラブ関係者は出来る限りの協力をするものとする。

第21条(施行)

本規約は平成26年4月1日から施行する。



《事務局》

〒679-5155

兵庫県たつの市新宮町栗町 445

フォルテ新宮フットボールクラブ

代表 藤川 聡志

TEL: 0791-60-2393 FAX: 0791-60-1537

HP: <http://sun-bros.com/> E-mail: sunbros@gaia.eonet.ne.jp